

自動スプリンクラ装置の水質管理に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編

改正事項

自動スプリンクラ装置の水質管理に関する事項

改正理由

火災安全設備コード（FSS コード）第 8 章では、自動スプリンクラ装置及び同等な自動スプリンクラ装置に対する要件が規定されている。また、火災安全設備の保守及び点検に関するガイドラインとして、2012 年に MSC.1/Circ.1432 が策定された。

自動スプリンクラ装置の定期検査において、内部腐食、腐食生成物若しくはスケールを形成する鉱物に起因する目詰まり及び閉塞等の不具合が報告されていた。このため、2014 年 11 月に開催された第 94 回海上安全委員会（MSC94）において、自動スプリンクラ装置の水質を製造者が定めるガイドラインに従って管理することをガイドライン及び FSS コードに含める旨の改正が提案された。この結果、2015 年 6 月開催された MSC95 において、MSC.1/Circ.1432 の改正として MSC.1/Circ.1516 が承認された。本サーキュラーは既に弊会規則にも取り入れている。

その後、2016 年 5 月に開催された MSC96 において、FSS コード第 8 章の改正が決議 MSC.403(96)として採択された。

このため、決議 MSC.403(96)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

自動スプリンクラ装置の水質に関し、製造者が定める水質の仕様に特別の注意を払わなければならない旨規定した。

改正条項

鋼船規則 R 編 28.2.4